

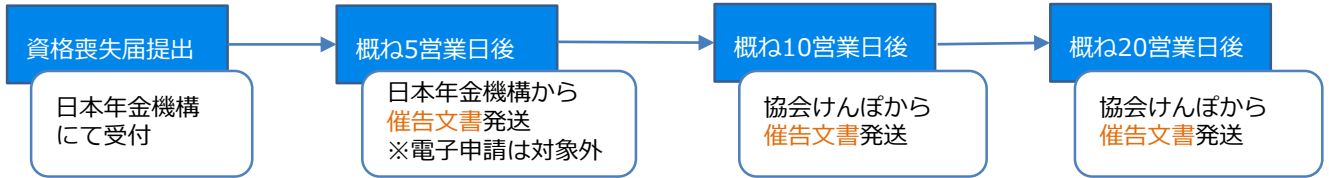
社会保険労務士の皆様へ

— 協会けんぽ滋賀支部からのお願い —

平素より当協会の事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
協会けんぽ及び日本年金機構は資格喪失後、被保険者証が未回収となっている方
あてに、直接保険証返却をお願いする文書（催告文書）を送付しています。

【催告文書送付スケジュールイメージ】

※滋賀支部加入者の場合



保険証を回収し、資格喪失届と一緒に
⇒ **日本年金機構 大阪広域事務センター**
へ返却

お願い文書が届いた後に保険証を回収したら
⇒ **協会けんぽ**へ返却
保険証を持っている方には、催告文書に同封の返信用封筒を
使って、協会けんぽへ返却するよう伝えてください。

お手紙を受け取られた方

（退職された方・扶養を外れた方）より

「すでに会社等へ返却した」とのご連絡を
多数いただいています。

健康保険の資格を喪失した方の

**回収できた保険証は
早期返却**をお願いします。

「被保険者資格喪失届」の手続きを

電子申請された場合であっても

回収された**健康保険証**は

早急にご返却ください

健康保険の資格喪失（退職された方・扶養を外れた方）の手続きが、どの方法であっても

電子申請

郵送

窓口持参



**資格を失った方の保険証は
日本年金機構大阪広域事務センターへ
確実に**ご返却**をお願いします！**



※紛失された方の分は「被保険者証回収不能届」を提出してください